福岡大学法科大学院 法律専門試験 民 法 民事訴訟法

問題冊子(問題のみで3枚)

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明,ページの落丁・乱丁および解答用紙の 汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆 (いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの)で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名(およびフリガナ)を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工(線を引く,書き込みをする,ページを折り曲げるなど)を禁じます。なお,貸与した六法に対し加工をした場合,不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問(民法)

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔問1〕から〔問3〕までに答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 訴外Aは、令和元年5月、Xに対して、Aとその兄Yとの共同振出名義で、金額200万円、満期日令和3年6月末、支払地振出地ともF市、支払場所信用組合F支店という、約束手形一通(以下「本件約束手形」という。)を交付した。
- 2 しかし本件約束手形の振出は、実はAがYに無断でおこなったものであり、その名下の印影はAがその妻の父の印鑑を押捺したものであった。
- 3 令和元年11月ころ、Aは、かねてよりXに対して負担していた債務につき、Xから人的担保および物的担保の提供を要求された。
- 4 Aは、それより以前に、Yから、F市内にYが所有する土地一筆(以下「本件土地」という。)の贈与を受け、所有権移転登記が未了であったことから、本件土地の所有権移転登記手続のために必要であるとして、Yにその実印・印鑑登録証明書・登記識別情報・委任状等の交付を求め、Yは、Aがこの登記手続をするものと信じて、Aに対し実印・印鑑登録証明書・登記識別情報・委任状等を交付していた。
- 5 ところがAは、この登記手続をしないまま、令和元年12月、Yの承諾もないままに上記の実印・印鑑登録証明書・登記識別情報・委任状等を利用して、AのXに対する現在および将来の債務(元本極度額200万円、および、これに対する年30%の割合による遅延損害金)につき、Yが担保提供者兼連帯保証人となる趣旨を含む根抵当権設定契約、そして停止条件付き代物弁済契約を、契約者として記載されたYの氏名の下にYの実印を押捺し、Xとの間で代理人と称してそれぞれ締結した(なお、Xは善意・無過失とする。)。
- 6 その後、AがXに振り出した本件約束手形が不渡りとなったため、Xは、Yに対して、Aの手形金債務に関する上記の連帯保証債務の履行を請求した。
- 〔問1〕以上の〔事実関係〕の下において、Xは、Yに対して、どのような法的主張をおこなって連帯保証債務の履行を請求しているものと考えられるだろうか。
- 〔問2〕 Xの以上のような主張に対して、Yはどのような反論をして対抗してくることが予想されるだろうか。
- 〔問3〕Yの以上のような主張に対して、Xは、さらにどのような再反論を展開して対抗してくることが予想されるだろうか。

第2問(民法)

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔事実関係〕

X女は、平成3年3月ころ、A男と知り合い、交際をはじめました。まもなく、A 男は、X女のアパートに出入りするようになり、平成3年8月ころからは、X女に生 活費を支払うようになりました。

その後、平成17年12月ころから、A男は、肺気腫のために入退院を繰り返しましたが、X女は、A男が亡くなるまで、ずっと療養看護にあたっていました。

A 男は平成29年1月19日に死亡しました。

なお、A男は、妻のB女(昭和42年にA男と婚姻。平成19年8月に死亡。)との間に、子Y1、Y2をもうけており、平成20年11月、自宅を新築した後はY6と同居しつつ、週のうち3日から4日をX女方で過ごしていました。また、タクシー運転手であったA男は、昭和49年にタクシー会社を設立し、以後、死亡までその経営にあたっており、その遺産総額は2億円余りであり、Y1がその大部分を、Y2が約1000万円を相続しました。

これに対して、平成29年8月、X女は、A男がX女に対して負う内縁の妻に対する財産分与義務をYらは相続したと主張して、財産分与の審判を申し立てました。

〔設問〕

X女の財産分与請求は、認められるか。

第3問(民事訴訟法)

Y病院は、2年前に X の自宅の隣地で開業したが、その当時から X 宅との境界線上にエアコンの室外機 1 0 台を設置し、年中稼働させてきた。

Xは、本件室外機の騒音により、精神的・身体的被害を受けていると主張して、 Yに対し、(1)全室外機の撤去、(2)室外機設置時から口頭弁論終結時までに生じた 精神的・身体的被害を理由とする損害額の支払、(3)口頭弁論終結時から将来の被 害がやむときまでに生ずる精神的・身体的被害を理由とする損害額の支払を求 めて提訴した。

Y は、騒音は騒音規制法及び関係条例上の基準を超えたとしてもごくわずかであるのに対して、室外機を全部撤去して代替策を講ずるには莫大な費用がかかること、室外機設置時から防音対策を行っており、損害は発生していないこと、原告主張の不法行為が将来継続するか否かは予測できないことを主張して、(1)、(2)請求については棄却判決を、(3)請求については訴え却下判決を求めた。 裁判所は、口頭弁論を終結し、室外機を発生源とする騒音は受忍限度を超えていると判断し、(1)、(2)請求については一部認容判決を出すことにした。

問(3)請求について、裁判所はどのような判決を出すべきか検討し、述べなさい。